

建設水道委員会会議録

1. 開催年月日

令和2年11月6日 開会 9時57分 閉会 12時8分

2. 開催場所

委員会室

3. 出席委員名

三宅文雄 多賀信祥 細羽敏彦 坊野公治
西田久志 佐藤 豊

4. 欠席委員名

なし

5. その他の会議出席者

(1) 議長 坊野公治

(2) 副議長 大滝文則

(3) 事務局職員

事務局長 和田広志 事務局次長 藤原靖和
主 幹 西本洋子 主任主事 塩出英也

6. 傍聴者

(1) 一般 0名

(2) 報道 0名

7. 発言の概要

委員長（三宅文雄君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから建設水道委員会を開会いたします。

本日の協議事項は、1、所管事務調査事項「地場産業の振興に係る本市の取り組みについて」、条例の素案について、調査報告書について、2、その他でございます。

〈所管事務調査事項「地場産業の振興に係る本市の取り組みについて」〉

〈条例の素案について〉

委員長（三宅文雄君） 前回の委員会において条例素案について検討しましたが、第5条、個人の嗜好の尊重については保留とし、この条文が要るのか要らないのかを含めて次回の委員会で再度検討することとなりました。本日は、この第5条について委員皆さん方で各自検討してきていただいていると思いますので、ご意見、ご発言をお願いいたします。

お手元に配付しております条例素案について、再度ご熟読をお願いいたします。第5条についてお願いをいたします。

このままでいいのか、それとも第5条を削除するのか、このままでいいのであれば、文言を変えるというふうなことで、発言をお願いしたいと思います。

副委員長（多賀信祥君） 前回指摘があったんです。嗜好でいうと、嗜好品っていうとたばこかコーヒーとかということになるので、言葉は変えないといけないとは思いますが、前回私自身は発言をさせていただいたんですけど、デニムで作られるジーンズでいうとファッションに関わるので、個人の、どういう表現がいいのかは分かりませんが、趣味趣向というか、もうそれを取ってしまえば個人の意思を尊重するというところであったりとか、井原市の特産品、デニムでいうと材料なんですけど、それを使って作るものっていうと感性に訴えかけるものなので、やはりそれぞれ好き嫌いがあると思うので、強制するものでなくて、なるべく自分で、例えばジーンズをジーパン、ジーパンって言いますが、ジーパンは駄目だけどデニムのバッグを身につけようとか、そういうことが広がりが出るような文言にするべきだと思います。だから、簡単に言うと個人の意思を尊重するなんですけど、もう一つ私自身いい言葉が浮かんでこない。趣向、趣味の趣に向くっていうことでいうと、ちょっと意味合いが変わってくるし、趣味趣向ってなると、ほんじゃあファッションは趣味なのかってなるので、その辺に困っているところなんですけど、嗜好という言葉自体は今回使えない文言なんですけど、5条の中身の表現というところという答えが出てないところです。

委員長（三宅文雄君） ただいま副委員長のほうから、第5条について、個人の嗜好という言葉を変えて他の言葉を引用して残すべきだというお考えでございますけれども、他の委員の方、お考えがございましたら発言をお願いいたします。

委員（西田久志君） 私は、第5条は残すべきだと思います。まず、残すべきと。

そして、先ほど副委員長が言われましたけれど、嗜好っていうのも意思の中に入ることによって、私はもう個人の嗜好というのが簡単でいいと思います。

そして、また元へ戻りますけれど、第2条の中の1の中に、デニムの日には積極的にデニム製品を身につけることというふうに書いております。そういったことは、やはりある意味ちょっと命令形が入るのかなという考えの中では、先ほど副委員長が言われましたように、私はデニムがあまり好きじゃないんじゃないかという人もおられるんじゃないかなと思うわけです。デニム製品ということですから、先ほど言われましたように、バッグでありリュックであり、そういったものを着けることを推奨するというところでございます。そういう意味合いを持って第5条はあるべきであるし、「個人の嗜好及び」はもうなくていいと思います。「個人の意思を尊重する」という文言でいいと思います。

委員（細羽敏彦君） 私もそれでいいと思いますけど。嗜好というのはなかなか難しいと思いますんで、言葉を変えるというても何に変えるかというのが出てこないんで、ここはもうそれを削って、「個人の意思を尊重する」でいいんじゃないかと思います。

委員（佐藤 豊君） 今、西田委員、細羽委員が言われたことでもう大体いいのかなというふうに思いはするんですけども、極力デニム製品を利用、活用、身につけてもらうといったことが表にもうちょっと出たほうがいいのか、個人の自由なんですけど、何かそういう気もするんで。ほいでも、基本的には個人が判断することですから、「個人の意思を尊重する」でいいんじゃないかというふうには思いますけども。

委員（坊野公治君） 私も「個人の意思を尊重する」という文言でいいとは思いますが、ちょっと弱いのかなというところもあるんですけど、先ほど副委員長が言われたように、趣向とか趣味趣向という言葉の、本当にこれにふさわしい文言があればそれも足したいなと思うんですけど、思いつかないようであればもうこの形。ただ、そうすると、第5条、個人の嗜好の尊重のところも、ここも変えていかないかんのんで、この辺も含めて考えたいなと思いますけど。基本的には、「意思を尊重する」という表現でよろしいと思います。

委員長（三宅文雄君） 副委員長のほうからは、趣向という言葉に変えたらどうかという意見と、それから西田委員からは個人の意思の尊重ということでご意見がございましたけれども……。

副委員長（多賀信祥君） 委員長、すいません、趣向ということで調べたんですけど、趣向もここに当てはまらないかなということだったので、私も西田委員と一緒に、「個人の意思を尊重する」ということでいいんですけど。佐藤委員が言われたのは、逆にここはなかったほうがいいというパターンはあるんですか。もうここをあえて書かんほうがすっきりすると。

委員（佐藤 豊君） 第2条でうたつとることを、極力市民の皆さん協力してくださいよっていいんじゃないんですか。これがあるとちょっとあれかなと思うたりもしたんですけど。

個人の嗜好とか意思を尊重することになると、そこまで条例でうたわんでもええんじゃねえかという、逆に言えばそこまでなってしまうような気もするんで、なかったらもうこの条例の中で市民皆さんお一人お一人が理解、納得、そしゃくしてくださいという中での行動を起こしてくださいよということにつなげたほうがいいんじゃないかというような気がします。

副委員長（多賀信祥君） 今、佐藤委員が言われたのも、私もその気持ちもあって、あえて書かんでもいいのかなという思いもあるんです。だから、そのほうがすっきりする。逆に皆さんに聞きたいのが、第4条までで個人の意思を尊重するが読み取れるんなら、特に書か

んでもいいのかな。

委員長（三宅文雄君） 第5条の取扱いについて、委員の皆様方からご意見をお願いいたします。

〈休憩中に委員間で協議〉

副委員長（多賀信祥君） 先ほどから発言させてもらっている中で、これに代わる言葉とかを入れたほうが市民の方の理解が得やすいかどうかということでいろいろ考えたんですけど、第4条までの流れとして、強制はせず個人の意思を尊重するということが読み取れる文章ですので、あえて第5条は要らない、削除したほうがいいかなと思います。

委員長（三宅文雄君） ただいま副委員長のほうから第5条は削除したほうがいいのかというふうなご意見がございましたが、ただいまのご意見に対しまして質問等ございますでしょうか。

委員（西田久志君） この中で第4条に「努めるものとする」というような文言があります。そういった中で、第5条はもうなくてもいいというのに賛成でございます。

委員（佐藤 豊君） 当初、第5条があってもいいというふうな思いでございましたけれども、第4条の中に、「市民は第2条に掲げる事項の推進に協力するよう努めるものとする」という文言で、自由度もその中に含まれるんじゃないかというふうな思いがありますので、第5条は削除するという方向性でいいんじゃないかというふうに思います。

委員（細羽敏彦君） はい、それでいいと思います。

委員長（三宅文雄君） それでは、副委員長のほうから提案がございましたように、第5条については削除するというところで決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

〈異議なし〉

委員長（三宅文雄君） それでは、ただいまの協議については一通り検討が済みましたが……。

委員（西田久志君） すみません、先ほど配られたの、これはどういう意味合いがあるんですか。

委員長（三宅文雄君） それでは、すみません、私のほうから説明をいたします。

先ほど、この条例案の次に、もう一枚皆様方のお手元に配付をさせていただきました。それで、私自身が前文について流れをずっと自分なりに考えてみまして、お手元に赤字で記し

ておりますけれども、先ほどの条例案と比較していただきますと、最初から読みますと、井原市は高級デニム生地産地として知られている。元来、豊富で美しい水に恵まれているが、「地形的には」というのをもうなくしたほうがいいのかなと思って、「地形的には」というのを削除した案でこしらえてみました。それ以降は、平野が狭く、効率的な稲作には不向きであったために、戦国時代末期頃に綿花の栽培が始まったと伝えられていると。江戸時代には藍の栽培を利用して、藍染め織物を手掛け、のちに家内工業としての機織りを地域産業として育ててきたという古くからの歴史があるというふうに変えさせてもらいました。というのが、前回決まったのを最初から読んでみますと、「地形的には平野が狭く、効率的な稲作には不向きであったため、綿花栽培を始めた」と。のちにと、要するに時代背景というものがこれには入っていないかなというふうなことで、それで井原デニムの地域商標を受けた書類というんか、井原商工会議所がこしらえとる分を引用させていただいた中で、この時代背景というものがいつ頃から始まって、江戸時代にはああいう織物が、藍染めが始まったというふうな時代背景を入れたほうがいいのではないかなというふうなことを私なりに考えてみましてこういった文言を入れさせてもらったんですが、もしよければ時代背景を。というのが、私が一番思うたのが、効率的な稲作には不向きであったため綿花栽培を始めたというのがいつ頃から始めたんならということを入れたほうがええのではないかなということと、綿花栽培が始まって後に、後にと、これはいつ頃から藍の栽培が、利用してああいう織物を手がけたということを入れたほうがいいのではないかなということこしらえてみたんです。もしよければ、いや、もうそれは必要がないと言われればいいんですけど。もし、お手元に資料があれば見ていただければと思うんですが。

〈休憩中に委員間で協議〉

委員長（三宅文雄君） 私が提案をいたしました前文につきまして皆様方からご了解をいただきましたので、この条例案の前文につきましては前回皆様方と協議した内容を一部訂正をさせていただきます、この条例案の前文でいくことにご異議ございませんか。

〈異議なし〉

委員長（三宅文雄君） それでは、井原デニム条例案の全般につきましては、ただいまご協議いただいた方向で今後進めてまいります。

それでは、ただいまの協議で条文については一通り検討が済みましたが、前回多賀副委員

長より提案がありました、この条例で執行部に何を求めるのか、予算を伴うことを求めるのか、または議会で条例をつくるだけで終わるのかについて協議したいと思います。

さらに、執行部に取り組んでもらいたいことがあるのであればどのようなことか、そのアイデアを考えてきていただきたいとのことであります。

これらのことにつきまして、皆様方からご意見等ございましたらご発言をお願いいたします。

もう一個付け加えるといたしましたら、なぜ今このタイミングで条例をつくるのか、この条例をつくることによりどのような効果が見込まれるのか等、デニム条例の意義と効果についてご協議をお願いしたいと思います。

副委員長（多賀信祥君） 報告書を作るときにも言わせていただきましたけど、もともとは去年の新しい委員会がスタートするときに、地元で商売をされてる方が、人が減ってきて商いが小さくなっていくことは課題じゃないかという仮説で、行政視察もしたりアンケートも取りました。意見交換会もしたんですけど、総じて市民の方からいただく意見の中でいうと、井原をもっと発信してほしい、商いを大きくしたいという仮説の課題というのは口に出して言われる方は実際いなかったという現実があったんですけど、いろいろ話をしていく中で井原市をもっと発信してほしい、盛り上がりたいていいうところは、実際生の声として、アンケートでも、私が飲食業の方と話をしてもそうだったし、というところです。

じゃあ、途中、皆様のご意見で、地元消費ということのテーマは調査が不足しとんで難しい。もう一本デニムをっていうところの流れが来て、デニムについての意見交換会もした中で今になってます。

じゃあ、執行部がどういう取組をしとるかというのも一応聞き取りでかなりの取組をして、それこそ大舌市長に代わられて毎日職員さんがデニムを履かれるというところもされている現実であったりとか、ふるさと教育の一環の中でデニムのことを題材に、今話をしてる綿花のことであったり、藍の栽培もということで、市と高校とが一緒になってやり始めているという記事も出ていたりということで、これまでの委員会の発言の中でも言ったんですけど、デニムについてはかなり押してるし、周知もできてきてるところなので、この委員会でこれを出していく意味というのを一言で入れたほうがいいんかなと思うのは思うんです。

執行部に何を求めるかというのを私が考えてほしいっていうことを言った理由というのが、割にし尽くしとるっていうところなんです。だから、もうこれで条例をつくる意味があるんかなというところにもこの報告書の中で途中なったんですけど、ある方に聞くと、デニムを押していくっていう井原の、これを継続するために条例があってもええんじゃねえんかって言われる方もいたので、その辺ははっきりやっぱし入れたほうがいいんかなと。みんな

で合意をしてつくる意味というのが要るのかなと思います。

委員長（三宅文雄君） 副委員長のほうから説明がございましたけれども、今の状態を継続していくために条例が必要であるというふうな、今実際井原市もいろいろとデニムに関連した事業等も取り組んでおられるんですけれども、そういった状態を継続していただくために条例をつくって、今の状態をずっと続けていくための条例案であるというふうなことであろうかと思いますが、ほかに何かありますでしょうか。

先ほど申しましたけれども、なぜ今このタイミングで条例をつくるのかという点で絞っていくとその辺になるのかなというふうに思うんですけれども、何かほかにご意見がございすでしょうか。

委員（佐藤 豊君） 私も副委員長が言われたように、デニムというものを将来に向けて継続的な地場の産品として発信をし続けていかなければならないというふうな思いを持っております。いつか、市の職員がデニムのジャンパーを着たりデニムを着たりという過去にはそういう歴史もありましたけれども、いつの間にかそれも消えてしまったという中で、地域においても井原商工会議所を中心として商業で井原デニムといったようなことで、そういうネームバリューもぼんと上げることができました。そのことを背景として、行政としても議会としても条例を提出してさらなる裏づけの発信ということも必要じゃないかというふうに思いますし、そのことについて井原市も、僕が思うのは、何回かデニムの製品を庁舎内で展示したらどうかとかというような提案もさせてもらったりもしましたし、そのことを受けて写真パネルで市長が着たデニムパネルの掲示はしていただいとんですけど、待合スペースなどに井原デニムの歴史とかというようなもののパネルを設置すれば、来られた人も、ああ、井原のデニムにはこういう歴史があって今につながってるのかなというふうなことも発信もできたりするんで、そういったことはさらに行政のほうにもお願いすれば、若干の費用は、予算は必要かなとは思いますが、継続的な井原のデニムということをも市民の皆さんにも意識づけ、また持ってもらおうというようなことを考えたときには、デニム条例という形で発信するということが大きなインパクトになるんじゃないかというふうに私は思います。

委員（西田久志君） 井原市は、デニムの聖地ということで全国に向けて発信しております。やはり、こういった機会に市議会のほうからも建設水道委員会としてこういう報告書を出し、条例をつくることによって井原市のデニムの産業を振興していこうという、この考えの下にするわけであって、この何か月か、2年したんかな、検討してまいりましたので、こういう結果が出たということは大変素晴らしいことだと思いますし、市議会がこういうことを発信しようということも一つの発展のためになればと思うわけでございますけれども、市

議会からの一般質問である同僚議員さんが生徒たちの制服をデニムで作ったらどうかというようなことがありましたけど、あれはかなりの莫大な予算が要るということで、なかなか難しいかなと思うわけでございますけれど、そういった難しいという状況では予算というのは取りにくいかなと思うんですけれど、議会として執行部に対して何かを求めるといふことには多分今はならないのかなという思いではあります。

委員（坊野公治君） 先ほど副委員長が言われたように、今やってることの後押しというか、再確認という形でいいのかなと思いますし、井原市を売る手段としての条例で私はいいいのかなと。

最近の新聞記事でも、福山市がまた職員がデニムを着るとか、デニムの日をつくるというのは新聞記事に載ってましたし、福山市の場合はある特定の1社の生産量がかなり大きいので、私に言わせればそれに市が乗っかっているというような形になるんですけども、また最近洋服のはるやまさんとエドウィンがコラボしてデニムのスーツを出されてるというような形も言われております。私、業界的に、作業服とかの業界でも、デニムの作業服じゃないんですけどデニム風の作業服というのも最近やたら出てます、ストレッチ性の利いた。特に、ワークショップなどではかなり売れてますので、じゃあそれをデニムと定義するのかというと、決してデニムじゃなくてデニム風の作業服なんですけれども、ただ今世の中の流れですごい、何でここまでリスペクトされるのか分からない、注目されるのか分からないんですけど、世の中の流れ、今取りあえずデニムって言っとけば時流に乗れてるというような風潮もあります。その中で、デニムの聖地、デニムの発祥の地としてしていく井原市にとってはそれに負けないような形の発信力というのは僕は必要かなというふうに思ってますので、執行部に予算を伴うとかじゃなくて、積極的な今後今までと変わらぬ取組をしてほしいという形だけでもいいのではないかなとは思っています。

委員長（三宅文雄君） この条例をなぜ今のタイミングでつくるのかということにつきまして、皆様方からのご意見をいただきました。

副委員長（多賀信祥君） 私も、もう一回いいですか。

すいません、さっき長々と発言したんですけど、端的に言うと、これをつくるときには、もともとは違うテーマからスタートして、意見を聞くと、もっと発信してくれえという市民の方の声も聞けたというところと、なぜ今このタイミングでというところと言うと、コロナで閉塞感があって、今日いろいろ皆さんの話を聞いてると、他市の乾杯条例の井原市版というところと言うと、これを明るい話題に使ってもらえるような仕立てにしていけばいいのかな。だから、閉塞感っていうものを打ち破っていく一つのきっかけにということが、今このタイミングでしか思いませんが、という思いです。であるなら、これが継続して語り継が

れるようなことまで考えていかんといけんのんかなという思いもあります。

委員長（三宅文雄君） では、一つ一つ整理していききたいというふうに思います。今、副委員長のほうからもご意見を言っていただきましたけれども、なぜ今のタイミングで条例をつくるかということについては、総じて、先ほどもご意見が出ましたように、コロナで閉塞感があるということで、明るい話題を提供するということもあり、また井原市を売る手段として、またデニムの聖地として全国に発信している現在の状況を踏まえ、今後も今の状態を継続して将来に向けても市民とともに井原市を発信していこうという考えでこういった条例をつくるという点でまとまったというふうに思います。

次に、この条例を作ることによってどのような効果が見込まれるのかということで、皆様方からご発言があればお願いいたします。なかなか難しいとは思いますが、建設水道委員会としてこういった効果が見込まれるのではないかなという辺があれば。

それから、執行部に何を求めるのか、予算を求めるのかという辺も含めてご発言をお願いいたします。

委員（佐藤 豊君） 僕は、発信だというふうに思います。井原被服協同組合の青木理事長といろいろお話をさせていただいたときに、発信したときはばっと盛り上がる、けどすぐ波が治まるような感じ。絶えず発信をして周知を図っていくことの継続性というか、そういうことがいい意味での井原市の全体の発信にもつながっていくんじゃないかというようなニュアンスで話もされてましたので、そうしたことを考えると、大きな発信の一つをこの条例をつくることによってできるんじゃないかというような思いがしますので、「鶴瓶の家族に乾杯」でNHKが来られたときも大きな全国的な話題にもなって多くの方が井原市に足を運んでもらったという状況もありましたし、そういったことが、いい意味で言えば第一弾と思えば、今度はもう第二弾、第三弾といった形で発信できるツールというものをどんどんどんどん見いだしていくことも必要じゃないかというような思いの中で、デニム条例というのも大きなツールの一つになるんじゃないかというふうに思います。

委員長（三宅文雄君） それは、市の執行部に対して発信を強力に進めていきたいというふうな、打っていただきたいというふうなことでよろしいのでしょうか。

委員（佐藤 豊君） はい。それも含めて、議会としてもそうした気持ちで井原市の発展のために尽力してるというような発信にもつながっていくんじゃないかというような思いも持ちます。

委員（西田久志君） 効果というんか、この条例を提出して条例を策定していくわけですが、これをつくって、報道関係等が発表してくれるんであろうと思いますが、その後は、先ほど休憩時間にちょっと話をしたんですけど、私たち議員が意識を持つ。というの

が、例えば公の場に行くのにジーンズではちょっとという考えを持つことはもう避けていかなければならないのかなど。まずは、この建設水道委員会、そして19人おりますけど、議員がそれを率先して着用して、前へ向いてというか、いろんなところへ出ていくというの必要なことだろうと思います。まず、そうやって少しずつでも自分自身の意識改革もしていき、皆さんにもお願いをしていくところからまずは始まっていくのかなという思いがあります。今回、報告書をつくるに当たりいろいろな勉強をさせていただきました。そういったことも、個人的ではございますけれど、よかったなと思います。

執行部に何を求めるかというのは、こういう発信もしていって、継続していかなければいけないのかなというのが思いの中にあります。

委員長（三宅文雄君） 予算についてはいかがでしょう。

委員（西田久志君） 予算については、まだ今は考えてはおりません。

委員（細羽敏彦君） コロナが発生しまして、デニムの話も話題にかなりなって、総社市なんかデニムのマスクで話題になったんで、もうそうじゃないんだと、デニムは井原市なんだということで議会としてもこの条例をつくることは大変いいことだと思います。ほいで、全国へ発信せんと、もうよそのほうに全部デニムを取られてしまうんで、マスコミなんかも総社デニムはどこのデニムというて、井原市はほとんど出てこないようなんではいけないんで、デニム条例を議会としてつくって、これをマスコミさんに報道してもらって、全国へ発信していけば僕はいいと思いますけど。

予算のほうは、今のところ考えていません。

委員長（三宅文雄君） 佐藤委員、予算については。

委員（佐藤 豊君） 予算につきましてはさっきもちらっと言ったんですけど、1階の待合スペース、市民の皆さんがちょっと休憩するような場所に、パネルにデニムの歴史とかというものを掲示しとけば、井原駅まで行けばいいんでしょうけど、井原市役所に立ち寄った方が見れるような環境づくりということでの整備はできないことはないんじゃないかというふうな思いを持って、その程度で今の時点では考えております。

また、市としても、いろんな形で今デニムの発信、また教育現場でもそういった取組をされておりますので、継続的なそういった取組も行っていただければというのが今の思いです。

副委員長（多賀信祥君） 皆さんが言われたのと一緒で、タイミングとしてはコロナの閉塞感を打ち破る、デニムと言いながら井原市の地場産業を盛り上げる一助にしたいという思いと、求める効果というのは発信の継続性、皆さん言われたとおりだと思います。執行部に何を求めるかという、さきにも言いましたようにかなり力を入れてされているので、佐藤

委員が言われた庁舎内での展示なんかはいいことかなと。一般質問でも言われてたことですが、これを機会にスタートしてもらえば、まずは一つ第一歩かなと。第一歩はもう切られとんですけど、さらにというところと言うと、庁舎内の展示なんかは本当にタイミングかなと思います。

委員（坊野公治君） 先ほど言わせていただいたんですけども、情報発信のために行うという形でよろしいのではないかなと思いますし、改めて議員が自覚を持つ、また市民の人に自覚を持ってもらうということで条例制定と。

予算に関しては、今お話を聞いてる中でふと考えているときに、私たちが視察に行ったときに、意外と市役所に入った瞬間、ああ、この町って何が有名なのかなっていうのを上手に見せてる市役所っていうのもありました。すごい印象に残ったのが、どこだったかな、エプソンのすごい大きい工場を持たれてるところで、エプソンの機械を玄関先に置いてそこで再生紙を作ってるっていうようなところ……。

ちょっと茶色がかったような紙でやってたんですけども、ああ、ここってエプソンの大きい工場があるんだなというような感じでやってました。じゃあ、井原市役所の玄関先にぱっと入ったときに、確かに市長がデニムを宣伝されてるパネルを1枚置いてありますけれども、そういったところで、それはもうじゃあデニムばかりかってほかの業種の方に言われますけれども、井原市がデニムを押ししていくのであれば、市役所に入った瞬間、井原市はこういうんですよっていうようなそれが分かるような仕組みづくり、あえて予算の関係で言えばそんなに大きい予算もかからないと思うので、こういったところをやっていただけるように。

委員長（三宅文雄君） それでは、前回副委員長から提案がございました、執行部に何を求めるのか、予算を伴うことを求めるのか、議会で条例を作るだけで終わるのかということ、皆様方からのご協議をいただきました。

この条例を作ることによって井原市をより発信していくと。それから、コロナの閉塞感がある中で明るい話題を全国へ提供していくという意見をいただきました。それから、デニムの聖地として井原市を発信していると、それを今の状態をさらに継続して、将来に向けても市民の意識づけにもなるし、我々議員としても自覚を持ってそのデニムの条例をつくることで、今後様々な施策の推進に協力していくという方向で意見をいただいたかというふうに思いますが、こういった方向で全ていくということでもよろしいでしょうか。

〈異議なし〉

〈調査報告書について〉

委員長（三宅文雄君） 前回の委員会では、前文と後文を除いた内容の部分については皆様方からご了承いただきました。本日は前文と後文について検討したいと思います。

それではまず、お手元に配付しております1ページの前文、「はじめに」について皆様方から何かご意見等ございましたらご発言をお願いいたします。

〈休憩中に委員間で協議〉

副委員長（多賀信祥君） 「はじめに」というところで、調査をスタートした経緯というところについては、書いていただいとる内容で十分だと思いますが、結果として条例をつくるというストーリーになると、ここで「条例制定に向けて」という文言があるよりはそこを削除したほうが良いと思います。

委員長（三宅文雄君） ただいま1ページの「はじめに」につきまして、最後の部分になるかと思いますが。「地域の活性化を図ることを目的に条例制定に向けて」という項目の一部を削除して、再度読みますけれども、「以上のことから、井原市建設水道委員会では、本市に根ざした産業を守り、育て、地域とともに成長していくことを目指し、生産者、事業者、市民及び井原市が一丸となって地域の活性化を図ることを目的に、調査研究を重ねて参りましたので報告いたします」でよろしいでしょうか。何かご意見がございますでしょうか。

副委員長（多賀信祥君） これを変えたのをまた検討しましょう、取りあえずここではこのままで。

委員長（三宅文雄君） それでは、「はじめに」につきましては、ただいま申し上げましたようなことで今後進めていきたいというふうに思います。

〈異議なし〉

委員長（三宅文雄君） それでは続きまして、後文、「あとがき」について検討をお願いいたします。

〈休憩中に委員間で協議〉

委員長（三宅文雄君） 「あとかき」につきまして、先ほど皆様方からこの条例をつくることのタイミングとか意義とか執行部に何を求めるかということをいろいろご協議をいただきました。「あとかき」につきましては、委員皆様方から発言していただいた内容を含めてこの「あとかき」に付け加えてはどうかという副委員長からの提案でございました。「あとかき」は私が作成いたしましたので、文言につきましては、今後、副委員長と相談しながら修正していきたいというふうに思います。それでよろしいでしょうか。

〈異議なし〉

委員長（三宅文雄君） それから、先ほど休憩中に全体を通して副議長のほうからご指摘をいただきました。18ページのデニム審査会のメンバーの表記の仕方につきまして、少し修正を加えてはどうかということでご発言いただきましたので、今後そのように進めてまいりたいというふうに思います。

それから、先ほど事務局のほうから皆さんのお手元に配付していただきました「ジーンズのふるさと井原産地の胎動」というものを資料に付け加えてはどうかというご提案がございました。

それからもう一点、表紙も含めて、井原デニムの普及を促進する条例ということで（通称デニム条例）としておりますけれども、制定についての調査報告書案というのがこれでいいのかどうなのかまた次回に協議したいということと、それから井原デニム条例案というのがこの名前でのいいのかどうなのか次回に協議をしていきたいというふうに思います。

以上を申し上げましたが、次回の協議に委ねるところが何点かございました。今後、そういった方向で進めていきたいというふうに思いますので、これでよろしいでしょうか。

委員（佐藤 豊君） すいません、18ページで、先ほど副議長のほうからデニム審査会の件についてちょっと話をされたんですけど、聞き取りできなかったんで、もう一度どういった趣旨じゃったかお聞かせ願えればというふうに思います。

副議長（大滝文則君） 資料としての感じとして、正式名称を出したほうがいいんじゃないかと。もしくは、敬称、何々氏とか、竹井氏とか、誰か分かりませんが、竹井何々様とか、そしたら三宅文雄、多賀信祥になるんですけども、やはりフルネームがいいのか、何らかの敬称というんがあったほうがいいのかという、何々さん、何々さん、何々さんという、どうも資料としてどうなのかなと、その辺をご検討いただきたいという話でしたので。

〈なし〉

委員長（三宅文雄君） 以上、申しあげましたことを修正した分を、次回の委員会で提出したいというふうに思います。

もう一回申し上げますと、本日の検討結果を基に条例素案、調査報告書を修正いたしまして、次回の委員会で再検討もしくは最終決定をしたいというふうに思いますけれども、今後の日程が報告書を提出する日にちが全員協議会ということであらかじめ決まっておりますので、あまり委員会を開催する時間的な余裕がないかと思っておりますけれども、今後の日程について協議したいと思います。

事務局にお尋ねします。いつの全員協議会で報告書をするような予定になっとったんですか。

主幹（西本洋子君） 12月定例会の開会日です。

委員長（三宅文雄君） 開会日の全員協議会で報告する。ということは、日にちからいったら何日。

次長（藤原靖和君） 7日には全員協議会を開催の予定です。けど、そこに間に合うか間に合わないかというのはこの委員会で決めていただく必要があるかと思っております。

〈休憩中に委員間で協議〉

委員長（三宅文雄君） 次回の建設水道委員会につきましては、11月12日の午後1時30分から開会したいというふうに思っておりますので、そのようによろしく願いをいたします。

〈その他〉

委員長（三宅文雄君） それでは次に、その他でございますけれども、執行部からの意見聴取について協議したいと思います。

スケジュールでは、条例素案、調査報告書の作成後、執行部からの意見聴取を行うこととしておりますが、条例の内容から勘案して執行部の意見聴取が必要か否か、また必要であればどのようなやり方がよいか、例えば執行部の職員に建設水道委員会への出席要請をして意見を求めるのがよいか、また文書で通知して回答を得るのがよいか、いろいろな方法が考えられると思っておりますが、皆様方からご意見がございましたらお願いいたします。

副委員長（多賀信祥君） 先ほど、市に求めることという中で、大きく予算を伴うことを

上げられてないので、委員長と私で担当部、担当課にこういう取組をしようとしているという説明をして、もし一緒にできることがあればという投げかけをしてみたらどうかと思います。

委員長（三宅文雄君） ただいま副委員長のほうから、委員長の私と副委員長とで担当課のほうへ出向いて投げかけをしてみるということでご提案がございましたが、よろしいでしょうか。

〈異議なし〉

委員長（三宅文雄君） 先ほど申しあげましたけれども、次回については11月12日の午後1時30分から開会いたしますので、そのようにお願いをいたします。

局長（和田広志君） 市の役割は先ほどの第2条のところでの確認ということですけど、第3条の事業者の役割というのは、これは特に事業者の方と意見交換会もあった中で、例えば伝統、それから新たな挑戦に努めるなども、努めるなんでしょうけど、この辺を条例に盛り込んでいくこと自体は事業者との協議までというのは分かりませんが、連絡とか話し合いというのは、そういったところは必要ではないかと私は思いますけれど、そこはどのようにされるのかなというんは1つあります。

副委員長（多賀信祥君） 今、局長に言っていたんですけど、川井会頭、それから織物と被服の黒木理事長と青木理事長と話をさせていただいたときに、最後に原案ができたから一度相談をしに行きますというようなことでお話をして帰ったと記憶しております。ですので、一度、報告書ができて、当然全員協議会にかける前、委員会も残した時点で見ていただくということがやっぱり必要なんだろうと思います。

委員（佐藤 豊君） 今、副委員長が言われたように、その件につきましては正副委員長に一任しますのでよろしく願いいたします。

委員長（三宅文雄君） それでは、先ほど副委員長のほうから説明がございましたように、事業者、井原商工会議所の会頭に対しての説明は委員長と副委員長で伺いまして、条例案についての説明をしたいというふうに思います。

〈なし〉

委員長（三宅文雄君） 以上で建設水道委員会を閉会いたします。大変ご苦労さまでございました。